

早分かり保育所(園)・幼稚園 歯科マニュアル

No.8 児童(幼児)虐待編

子どもの笑顔を守ろう！

● 児童(幼児)虐待とは？ ●

- ◆保護者（親や親に代わる大人）が子どもに対して身体的に危害を加えたり、適切な保護を行わないことによって子どもの心身を傷つけ、健やかな成長・発達を損なう行為をいいます。
- ◆たまたま起こった事故ではありません。



子どもの身体に外傷が生じる
または生じるおそれのある暴力を加える

身体的虐待

- なくる
- タバコの火をおしつける
- ける
- 激しく揺さぶる
- おぼれさせる

保護者としての監護を著しく怠る

ネグレクト(保護の怠慢・拒否)

- 十分な食事を与えない
- 不潔なまま放置する
- 乳幼児を車中に放置する
- 必要な病院受診をしない(させない)
- 同居人の虐待を保護者が見て見ぬふりをする

言葉による脅し・暴言・拒否的な態度

心理的虐待

- お前なんか産まなきゃよかったなどと言う
- きょうだい間で明らかに差別的に扱う
- DV(ドメスティックバイオレンス)を目撃させる

子どもにわいせつな行為をする、させる

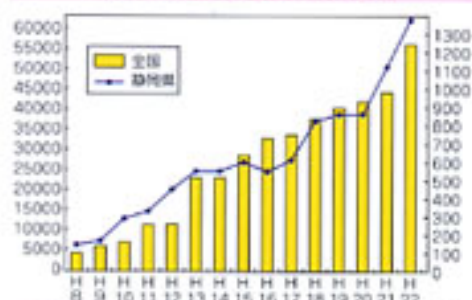
性的虐待

- 性交
- 性的行為の強要
- 性器や性交を見せる
- ボルノグラフィーの被写体にする

★これらのタイプが重複している場合もあります

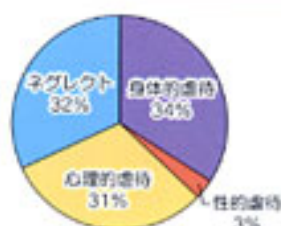
● 今、静岡県では(平成22年度 静岡県調べ) ●

児童虐待相談件数



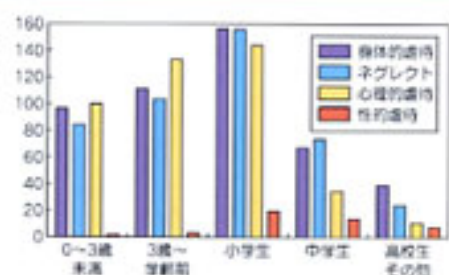
相談件数は全国的にも静岡県においても近年著しく増加しています。

種類別虐待相談状況



相談内容は、これまで身体的虐待とネグレクトが大半を占めていましたが、平成22年度は心理的虐待が顕著に増加しています。今後、注意が必要と思われます。

年齢別虐待相談件数



相談年齢は乳幼児が約半数、小学生までの子どもたちが8割を占めています。

● 歯と口から見える児童(幼児)虐待 ●

歯や口を見ると虐待が深刻化する前の兆候を発見できることがあります。ネグレクトにより、児童に歯みがき習慣がなかったり、保護者が歯科治療を受けさせなかったことが原因でむし歯が多発したり、不規則な食生活で口の中が不衛生な状態にあるなど、日常生活の調査も含めて保育所(園)・幼稚園や行政がチェック(集団検診)することにより、児童(幼児)虐待を早期に発見できる可能性があります。



● 歯科におけるチェックポイント ●

身体的虐待の歯科的特徴

- 歯が折れている、歯が不自然に抜け落ちている
- 以前の外傷により生じた歯の変色
- 舌、歯肉、小帯、頬粘膜の裂傷、顎骨骨折
- 口唇の裂傷、火傷
- 猿くつわなどによる口角部のあざ、皮膚の肥厚
- 虐待者による疾病のとりつくろい(子どもを病気に仕立てる)

ネグレクトの歯科的特徴

- 多数歯におよぶむし歯(重度のむし歯の放置による根っこの病気も多い)
- 重度の歯肉炎
- 口の中の清掃不良
- 口臭
- 低体重
- 身なりが不潔

心理的虐待の歯科的特徴

- 情緒不安定
- 精神的に集中できない
- 自傷癖
- 歯科治療の際の保護者への子どもの対応が不自然

性的虐待の歯科的特徴

- 上顎の奥の方に見られる点状出血、紅斑
- 思春期前の子どもの口の中に認められる性感染症
- 心理的ストレスによる嚥下障害、開口障害



左上前歯(左上A)の外傷



多数歯におよぶむし歯

● 保育士としてできること ●

◎児童虐待防止等に関する法律により保育士にも児童虐待の早期発見と通告の義務があります。

保育士として児童虐待は探し出すのではなく、見逃さないことが重要です。

保育士として職業上知りえた個人情報には守秘義務がありますが、児童虐待の通告は法律で守秘義務より優先されます。

児童虐待の通告をした人が誰かわからないように、秘密は守られます。

★児童（幼児）虐待に気付かない、察知しながら通告・介入を行わないのは、専門職による子どもへのネグレクトといわれてもしかたありません。



疑わしきは行動を!!

児童相談所全国共通ダイヤル
お住まいの地域の児童相談所に電話がつながります。

0570-064-000

● 児童虐待を見逃さないための連携 ●

1歳6ヶ月、2歳、3歳児健診にて

疑わしい所見あり



健診票にチェックする
保護者の様子を観察する



保健師・医師に連絡し
情報交換・協議する

保育所(園)・幼稚園にて

疑わしい所見あり



過去の健診結果と比較し
保育士と相談する



事後措置(指導・相談)を行う
歯科受診の経過を見て、
園(所)長・保育士と協議する

歯科医院にて

疑わしい所見あり



保護者と子どもの様子を
観察する



治療を進めながら、保育所(園)・
幼稚園と情報交換する



市町の児童相談窓口連絡する

● 児童虐待を見逃さないために ●

医師に見せたがらない

症状があってから来院までの時間が長い

原因の説明があいまいでつじつまが合わない

話がコロコロ変わる
原因と症状があわない

親の様子がおかしい

自分中心で、子どもへの関心がない
態度が反抗的で被害妄想的

子どもが親になつかない

無口でびくびくしている

● 児童虐待防止月間 標語 ●

平成20年度……助けての 小さなサイン 受け止めて

平成21年度……守ろうよ 未来を見つめる 小さなひとみ

平成22年度……見すごすな 幼い子どもの SOS

平成23年度……守るのは 気づいたあなたの その勇気

参考文献

子どもの笑顔を守ろう！歯・口から見える児童(幼児)虐待 ～歯科医師としてできること～

編著(社)静岡県歯科医師会 監修 静岡県厚生部・静岡県教育委員会 平成19年10月

歯科医師として 子ども虐待早期発見と防止のために -このマニュアルが必要のない日が来ることを願って-

監修 東京歯科大学法歯学講座 准教授 花岡洋一 社団法人 弘前歯科医師会

「児童虐待防止推進月間」標語

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 総務課虐待防止対策室

静岡県健康福祉部・静岡県歯科医師会

早分かり保育所(園)・幼稚園歯科マニュアル

平成23年11月

社団法人 静岡県歯科医師会

〒422-8006 静岡市駿河区曲金3-3-10

TEL 054-283-2591 FAX 054-283-3590

URL <http://www.s8020.or.jp>